

るが、この層が求めているのは主として経済的支援であり、正しく子供を持つことや、母親が無就業であることによる、世帯所得の相対的に低下を調整することである。しかし専業主婦家庭層の世帯所得が、その選択を可能としているほどの高さをすでに持っているとするれば、その相対的低下の調整は、社会的コンセンサスを得られるだろうか。

さらに共稼ぎ女性（パートナーあり、子供あり、就業）の場合も、両立支援よりは経済援助を愛好する傾向があるが、彼らも子供を持つことによる経済的不平等の調整を求めている。この場合も、共稼ぎでなおかつ子供を持つことができるほどの世帯所得は、一般に独身も含め稼ぎ手が一人しかいないケースより多いと考えられるが、それでも相対的格差の是正は必要とされるのだろうか。

しかし、この種の疑問がどのようにリアリティのないものに響こうが、ドイツの家族政策は少なくとも理念上、この必要性を認めており、人々の政策効果に対する不満が解消されることは、将来的にもないと思われる。

さらに、政策の受け手という点で、もっとも皮肉なのは無子の就業女性（子供なし、就業）の場合である。このライフスタイルを選択する女性は、職業への指向性が強く、子供を持たない選択がすでになされており、このため政策への期待も小さい。つまり、この調査結果は、旧西ドイツ地域の場合、子供を持ちたいと思う女性は専業主婦か、あるいは共稼ぎ女性（パートナーあり、子供あり、就業）を指向するため、無子の就業女性は、家族政策の潜在的な受け手とは殆ど成りえないことを示している。

実際、就業を優先し無子に留まることを理想とするキャリア志向の女性は、旧西ドイツ地域の有配偶で 7.5%、無配偶で 18.6%、旧東ドイツ地域の有配偶で 5.1%、無配偶で 13.8%と高く、家族セクターと非家族セクターへの二極化（polarization）傾向が続く限り、家族政策の潜在的受け手は減少する一方であろう。

（3）家族政策の出生促進的効果

このような受け手の側の事情を考慮した場合、たとえドイツの家族政策に隠れた出生促進的意図があったとしても、その効果は殆ど期待しえないといえよう。

実際、意識調査の結果も、この点については東西両地域で共通しており、現状の家族政策的施策に、「夫婦がより多くの子供を持つ」、「希望子供数の実現」といった出生促進的効果を認めない者が過半数を占めている。また将来的な施策の効果についても極めて消極的であり、仮に彼らが望む政策が実現したとしても、それが彼らの行動を大きく変化させるとは思われていない。

ドイツの PPA の報告書をまとめた J.ドルブリッツ/B.フックスは、その結論部分で、出生促進効果を考えるなら、現在の家族政策の主要ターゲットをもっと若い年齢層に絞るべきかも知れないと、次のような議論を展開している（Dorbritz&Fux 1997:241-42）。

「多くの国で、子供を持たず独身生活を送る者の中には、（将来的には子供を持つ可能性がある）若者が比較的多いことが知られている。子供を持たないことは計画的なものではなく、第1子の出産を繰り返し遅らせた結果、現状のライフスタイルを固定化してしまうか、あるいは様々な理由からはや子供を持つができなくなるためである。そうであるとすれば、追加的な施策が、第1子の出産を容易にするか、その時期を早めることは可能だろう。」

しかし、この国の家族政策理念から、そのような「第1子のみを優遇するような施策は、社会的公平の観点から許されないであろう」と述べており、「将来の施策がもたらす効果についての、我々の調査や他の調査が示していることは、子供は国家によって買えない (Kinder können durch den Staat nicht "gekauft" werden) という事実である。家族政策は常に (子供を持つことによる負担を) 和らげる (nur abfedern) が、(子供を持つことを) 刺激することは殆どない [kaum stimulieren]」と結んでいる。

註

- (1) 正式名称 (European Comparative Survey on Population Policy Acceptance)。PPA は、人口政策に関連した様々な問題に対する、人々の姿勢や意見を、広汎なアンケートを通じて調査したもので、とりわけ現在 (調査時点) 実施されている家族政策関連施策の効果に対する意見や、将来の施策に対する期待を把握し、EU 全体の政策調整の基盤を明らかにすることを目的として実施された。この調査に参加したのは、オーストリア、ベルギー、旧チェコスロバキア、ドイツ、ハンガリー、イタリア、オランダ、スペイン、スイスの9カ国で、調査時期は1991年から1992年に掛けてで、データ収集・分析も各国ごとに行われたが、事前に調整された統一的な質問項目が用いられている。英語版の報告書としては Moors, H., R. Palomba (ed.), 1995 がある。調査時点が十年近く前とやや古いが、現在までのところ、これに代わる広汎な比較調査は行われていない。
- (2) 国連の経済委員会人口問題部会 (ヨーロッパ) UN/ECE の提案に基づく調査。1994年までに20カ国が参加。ドイツでは BIB が参加し1992年に調査を行う。
- (3) 2000年3月の1DM=53円で換算した。以下同様。
- (4) 2000年3月のオーストリア・シリング1ATS=7.8円で換算した。以下同様。
- (5) 無子比率の上昇と家族形態の二極化については別稿「ドイツにおける無子比率の上昇」(原2000)を参照のこと。

参考文献

阿藤 誠、1996、「先進諸国の出生率の動向と家族政策」、阿藤 誠編、『先進諸国の人口問題－少子化と家族政策』、東京大学出版会、1-48

魚住 明代、1996、「ドイツにおける出生率と家族政策」、阿藤 誠編、『先進諸国の人口問題－少子化と家族政策』、東京大学出版会、221-256

原 俊彦、2000、「第二部 地域・言語圏別研究 第1章 ドイツ語圏諸国」、『先進諸国の少子化動向と少子化対策に関する比較研究』、厚生省科学研究費 平成11年度報告書 (課題番号 H11-政策-008)、平成12年3月、87-224

古瀬 徹・塩野谷祐一 (編)、1999、『先進諸国の社会保障 第4巻 ドイツ』東京大学出版

Dorbritz, Jürgen und Beat Fux (Hrsg.) ,1997, Einstellungen zur Familienpolitik in Europa., Schriftenreihe des Bundesinstitut für Bevölkerungsforschung Band 24. Harald Boldt Verlag

Gornick, Janet C., Maricia K.Meyers, Katherub E.Ross, 1997, Supporting the employment of mothers:policy variation across fourteen welfare states, Journal of European Social Policy vol.7(1):45-70

Lohkamp-Himmighofen, Marlene Dr. "Familienpolitischen Maßnahmen bei Mutterschaft und der Erziehung von Kleinkindern in den Mitgliedstaaten der EU, Norwegen und der Schweiz" (Zeitschrift für Bevölkerungswissenschaft, 1/1999,47-64.)

Lohkamp-Himmighofen M. 1993, Deutschland In:Neubauer E., C.Dienel, M.Lohkamp-Himmighofen, Zwölf Wege der Familienpolitik in der Europäischen Gemeinschaft eigenständige System und vergleichbare Qualitäten? Studie im Auftrag des Bundesministerium für Familie und Senioren, Band22.2 Schriftenreihe des Bundesministerium für Familie und Senioren, verlag W.Kohlhammer, Stuttgart,1993: 81-148

Hantrais, L.1997, Exploring Relationship between Social Policy and Changing Family Forms within the European Union, European Journal of Population 13:339-379,1997

Dorbritz,Jürgen and Charlotte Höhn,"THE FUTURE OF THE FAMILY AND FUTURE FERTILITY TRENDS", UN-Population Division,1997, *FUTURE EXPECTATIONS FOR BELOW-REPLACEMENT FERTILITY*, UN/POP/BRF/BP/1997/3 7 October 1997 EXPERT GROUP MEETING ON BELOW-REPLACEMENT FERTILITY : 179-195

Moors,H.,R.Palomba (ed.),1995, Population, Family and Welfare- A Comparative Survey of European Attitudes Vol.1, Clarendon Press Oxford

Roloff, Juliane, Jürgen Dorbritz(Hrsg.), Familienbildung in Deutschland anfang der 90er Jahre- Demographische Trends, individuelle Einstellungen und socio-ökonomische Bedingungen, Schriftenreihe des BIB Band 30,1999, Leske+Burdich

Wingen Max, E.Stützer, 1993, Deutschland:Familienpolitik als gesellschaftspolitische Querschnittsaufgabe, In:W.dumon(Hrsg.),1993,DG V Europäisches Observatorium für Nationale Familienpolitik, S.65-96

表1 家族政策関連施策に対する評価ランキング

家族政策関連施策	最も望ましいと評価した者の比率 (%)			
	旧西ドイツ地域		旧東ドイツ地域	
	ランク	比率	ランク	比率
有子家庭に対する所得税の低減	1	15.4	1	18.8
有子家庭の住環境の改善	2	14.8	5	8.3
就業女性に対する母親休暇規定の改善	3	10.2	4	11.4
小さな子供がいる場合の就業時間の柔軟化	4	10.0	7	8.1
有子家庭の世帯所得への補助	5	9.6	2	12.8
小さな子供の養育のために休業せざる得ない親に対する経済援助	6	8.9	6	8.2
3歳未満の保育機会の充実	7	7.4	8	6.4
子供一人あたり200DMの児童手当支給	8	6.8	3	12.4
3歳以上から就学年齢までの保育機会の充実	9	6.2	9	4.6
有子家庭に対するパートタイム就業機会の充実	10	5.2	10	4.2
出産時における経済援助	11	2.8	12	1.9
始業前、放課後、休暇中における、就学年齢の子供に対する保育施設の充実	12	2.6	11	2.7

出典 PPA調査(1992)の結果 Dorbritz&Fux 1997:193

表2 子供を持つことを容易にすると思われる施策に対する選好度

施策に対して「大いに賛成」と回答した者の比率	旧西ドイツ		旧東ドイツ		オーストリア		ベルギー		チェコスロバキア		ハンガリー		イタリア		オランダ		スペイン		スイス	
	全体	女性	全体	女性	全体	女性	全体	女性	全体	女性	全体	女性	全体	女性	全体	女性	全体	女性	全体	女性
1. 就業女性に対する母親休暇規定の改善	64.0	68.1	74.3	78.4	34.8	41.1	18.3	20.7	51.8	54.2	n.e.	57.2	62.4	41.4	46.7	39.6	41.6	67.9	75.0	
2. 有子家庭に対する所得税の低減	68.8	72.0	81.2	84.4	57.9	57.6	23.1	19.4	53.3	58.0	67.3	57.1	58.5	25.1	25.4	44.8	46.6	66.1	67.4	
3. 3歳未満の保育機会の充実	57.3	61.6	69.9	72.8	44.3	51.6	12.9	14.4	27.7	27.7	n.e.	62.8	65.5	32.2	38.7	39.5	42.1	39.9	47.7	
4. 3歳以上から就学年齢までの保育機会の充実	64.1	68.9	76.8	81.6	54.7	56.7	n.e.	n.e.	31.5	33.3	n.e.	62.4	65.9	32.2	38.7	37.8	41.2	39.8	48.6	
5. 有子家庭の世帯所得への補助	64.9	69.7	79.1	81.9	61.6	59.3	n.e.	n.e.	50.1	53.6	42.0	56.0	57.6	22.2	20.1	39.3	42.7	56.5	61.5	
6. 出産時における経済援助	54.7	59.8	74.2	78.6	32.4	30.6	12.1	11.1	49.5	52.7	n.e.	36.9	38.6	11.7	12.0	37.3	39.3	47.2	50.7	
7. 小さな子供の養育のために休業せざる得ない親に対する経済援助	63.0	67.9	71.2	75.7	49.0	54.0	40.5	41.4	54.1	61.0	37.5	39.4	43.4	13.3	14.4	28.8	31.5	43.5	48.9	
8. 子供一人あたり200DMの児童手当支給	63.2	67.5	79.5	84.2	44.6	48.6	32.3	32.3	48.6	53.6	n.e.	51.7	52.8	21.1	24.9	38.2	40.1	43.9	47.4	
9. 始業前、放課後、休暇中における、就学年齢の子供に対する保育施設の充実	48.3	52.6	72.7	77.1	27.7	31.9	26.8	29.8	21.7	23.8	n.e.	45.4	49.4	18.7	25.2	37.1	39.3	22.6	27.6	
10. 小さな子供がいる場合の就業時間の柔軟化	66.9	72.2	74.2	79.1	62.3	66.1	19.2	21.1	52.7	59.8	55.5	51.3	55.9	26.1	32.8	37.9	41.0	48.9	52.6	
11. 有子家庭に対するパートタイム就業機会の充実	68.9	73.8	74.3	78.8	63.1	65.9	24.6	27.8	36.9	44.6	54.9	n.e.	n.e.	33.2	39.0	37.5	40.1	53.4	58.0	
12. 就学費用の低減	n.e.	n.e.	n.e.	n.e.	n.e.	n.e.	n.e.	n.e.	30.2	32.1	n.e.	n.e.	n.e.	32.5	34.5	n.e.	n.e.	36.7	38.0	
13. 有子家庭の住環境の改善	75.1	77.9	81.1	84.3	62.3	63.8	14.6	13.5	44.5	45.5	79.6	53.5	60.7	14.1	14.2	40.5	42.1	63.6	69.3	
賛成項目数	11/12		12/12		6/12		-/10		5/13		5/6	8/11		-/13		-/12		5/13		

表3 出生力低下の社会的要因に対する評価とランク

「非常に重要」と回答した比率(%)とそのランキング	西ドイツ	東ドイツ	オーストリア	オランダ	ベルギー	スペイン	イタリア	スイス	チェコスロバキア	ハンガリー
a. 経済不況と高い失業率	43.8 7	78.1 1	18.3 8	18.6 7	20.9 3	77 1	28.4 6	24.9 8	43.5 1	69.0 1
b. 女性の就業率の上昇	49.9 4	33.9 8	46 3	60.1 1	36.8 1	71.7 5	35.0 3	52.9 2	16.5 6	24.3 5
c. 高い離婚率	33.3 10	22.8 11	16.8 9	12.4 10	13.6 7	29.8 11	15.9 11	17.6 10	9 11	22.4 7
d. 過剰人口への不安	21.1 13	7.7 13	4.9 13	12.5 9	1.7 11	14.6 13	4.3 13	11.3 12	2 13	0.6 12
e. より安楽な生活を求める傾向	55.7 1	43.7 6	53.1 1	53.8 2	21.9 2	72.9 4	38.3 1	49.4 4	22.3 4	13 8
f. 不十分な保育施設	44.2 6	47.2 4	15.2 10	22.5 6	6 9	23.2 12	17.3 9	21.4 9	5.6 12	38.9 4
g. 高い養育費用	48.1 5	60.6 2	25.3 6	30.3 4	16.2 6	76.8 2	36.5 2	43.5 5	29.5 3	63.1 2
h. 家族からの自由と自己実現の欲求	51.1 3	35.5 7	43.8 4	49.5 3	18.7 4	61.7 6	34.1 4	63.6 1	15.5 7	7.6 10
i. 教育問題に対する不安	23.6 12	12.5 12	7.5 12	6.9 12	- -	45.2 7	16.4 10	11.8 11	12.3 9	4.8 11
j. 住宅難	52.2 2	44.5 5	36.4 5	7.8 11	3.6 10	43.5 8	21.4 8	37.4 6	36.7 2	62.4 3
k. 将来に対する不安	39.4 9	48.8 3	24 7	23.9 5	17.4 5	43.4 9	25.1 7	29.2 7	20.3 5	24.2 6
l. 大家族より小家族の方が子供に良いという考え方	28.1 11	24.3 10	9.8 11	12.8 8	7.2 8	40.4 10	9.5 12	11.8 11	10.4 10	8.6 9
m. 避妊手段の普及	41.9 8	29.2 9	47.1 2	- -	- -	74 3	31.8 5	50.9 3	13.8 8	- -

註 重複回答。
出典 PPA調査 (1992) の結果 Dorbritz&Fux 1997:167

表4 職業と家庭の両立に関する選好

国名	好ましい生活形態					
	フルタイム 就業で子供 なし	フルタイム 就業で子供 あり	パートタイ ム就業で子 供なし	パートタイ ム就業で子 供あり	子供が小さ いうちは無 就業	子供がいる 場合は無就 業
オーストリア	5.6	8.0	0.6	37.3	38.2	10.3
ベルギー	5.6	61.6	0.8	23.2	4.8	4.0
旧チェコスロバキア	2.4	13.0	-	14.5	50.0	20.1
西ドイツ	13.4	11.2	2.0	27.8	23.7	21.9
東ドイツ	9.2	35.3	1.0	37.9	10.5	6.1
ハンガリー	1.4	13.7	0.1	25.8	47.3	11.7
イタリア	4.8	23.8	1.2	54.3	15.9	-
オランダ	5.1	24.2	3.2	47.7	19.9	-
スペイン	7.4	13.9	2.8	43.6	15.4	16.9
スイス	15.3	4.3	3.6	25.6	44.8	6.4

出典 PPA調査(1992)の結果 Dorbritz&Fux 1997:131

表5 家族と職業の両立する上で、女性にとって理想の可能性
に対する評価（性別：比率%とランク）

被質問者が第一位とした比率 (%)	旧西ドイツ地域				旧東ドイツ地域			
	女性		男性		女性		男性	
	%	ランク	%	ランク	%	ランク	%	ランク
フルタイム就業で子供なし	12.3	4	14.3	4	8.1	6	10.3	6
フルタイム就業で子供1人	6.1	5	5.8	7	21.2	2	20.4	2
フルタイム就業で子供2人・以上	3.4	6	7.1	6	15.4	3	13.8	4
パートタイム就業で子供なし	2.2	7	1.8	8	0.8	8	1.1	8
パートタイム就業で子供1人	12.3	4	10.7	5	11.9	4	14.0	3
パートタイム就業で子供2人・以上	17.0	3	15.6	3	27.8	1	22.0	1
永久退職	22.1	2	21.9	2	5.4	7	6.7	7
一時離職	24.5	1	22.9	1	9.4	5	11.7	5

出典 FFS調査（1992）の結果 Roloff & Dorbritz 1999 : 57

表6 家族と職業の両立する上で、女性にとって理想の可能性
に対する評価（配偶関係別：比率%とランク）

被質問者が第一位とした比率 (%)	旧西ドイツ地域				旧東ドイツ地域			
	有配偶		無配偶		有配偶		無配偶	
	%	ランク	%	ランク	%	ランク	%	ランク
フルタイム就業で子供なし	7.5	5	18.6	2	5.1	7	13.8	3
フルタイム就業で子供1人	4.0	6	8.7	6	18.9	2	25.6	1
フルタイム就業で子供2人・以上	2.3	7	4.5	7	17.1	3	11.9	5
パートタイム就業で子供なし	1.8	8	2.8	8	0.5	8	1.4	8
パートタイム就業で子供1人	12.2	4	12.5	5	11.5	4	12.6	4
パートタイム就業で子供2人・以上	19.6	3	13.8	4	32.9	1	18.1	2
永久退職	27.6	1	15.1	3	5.7	6	5.0	7
一時離職	25.1	2	23.8	1	8.3	5	11.5	6

出典 FFS調査（1992）の結果 Roloff & Dorbritz 1999 : 58

表7 ドイツにおける家族政策の効果に対する評価:
肯定・否定的評価の比率 (%)

被質問者に占める 肯定的・否定的評価の 比率 (%)	旧西ドイツ地域				旧東ドイツ地域			
	女性		男性		女性		男性	
	肯定的	否定的	肯定的	否定的	肯定的	否定的	肯定的	否定的
機会均等を推進する	59.0	41.0	62.4	37.6	38.6	61.4	39.7	60.3
母親がより多くの時間を 子供と過ごせる	67.4	32.6	67.8	32.2	56.5	43.5	56.2	43.8
夫婦・家族に対する社会的評価の強化	58.2	41.8	56.3	43.7	43.4	56.6	42.3	57.7
子供のいる生活をより容易にする	48.2	51.8	46.4	53.6	29.4	70.6	29.0	71.0
両親の生活を困難にする	48.6	51.4	49.7	50.3	73.1	26.9	70.4	29.6
夫婦が子供を持つ時期を早める	40.6	59.4	40.3	59.7	23.6	76.4	23.8	76.2
希望子供数の実現	33.8	66.2	36.0	64.0	26.6	73.4	25.5	74.5
夫婦がより多くの子供を持つ	33.0	67.0	29.3	70.7	13.8	86.2	13.6	86.4
何の効果もない	52.3	47.7	53.9	46.1	56.7	43.3	58.5	41.5

註 質問「政府の家族政策には様々なねらいがあります。どのような効果があったか、次の中から、あなたの判断を選んで下さい。1.肯定的 2.部分的肯定 3.どちらかといえば否定的 4.完全に否定的。上記の表では、肯定的=1.+2. 否定的=3.+4.が被質問者に占める割合を求めている。なお、無効回答及び無回答は集計に含まない。

出典 FFS調査(1992)の結果 Roloff & Dorbritz 1999:227

表8 子供を持つことを容易にすると思われる施策に対する
選好度：地域別・男女別（％）

施策に対して「大いに賛成」 とした回答した比率とランク	旧西ドイツ地域		旧東ドイツ地域	
	女性	男性	女性	男性
就業女性に対する母親休暇規定の改善	66.8 6	57.5 7	77.8 8	68.2 7
有子家庭に対する所得税の低減	68.5 4	61.1 3	83.2 3	75.7 3
3歳未満の保育機会の充実	61.2 10	52.1 10	72.9 12	66.1 11
3歳以上から就学年齢までの保育機会の充実	67.8 5	58.0 5	81.1 4	70.4 5
有子家庭の世帯所得への補助	66.7 7	57.8 6	80.7 5	74.3 3
出産時おける経済援助	57.6 11	47.0 11	78.5 6	68.5 6
小さな子供の養育のために休業せざる 得ない親に対する経済援助	65.3 8	56.2 8	74.5 11	65.0 12
子供一人あたり200DMの児童手当支給	64.6 9	56.0 9	83.6 2	72.9 4
始業前、放課後、休暇中における、 就学年齢の子供に対する保育施設の充実	53.1 12	43.8 12	77.4 10	67.2 10
小さな子供がいる場合の就業時間の柔軟化	71.0 3	60.4 4	78.3 7	68.1 8
有子家庭に対するパートタイム就業機会の充実	72.2 2	62.7 2	77.7 9	68.0 9
有子家庭の住環境の改善	75.6 1	70.6 1	83.9 2	76.5 1

註 質問「子供を持つこと、子供をかまってること、子供を育てることなどを容易にすると思
われる、次のような施策に対するあなたの個人的な評価を選んで下さい。得点 1.大いに賛成
2.どちらかといえば賛成 3.どちらかといえば反対 4.全面的に反対。上記の表では、1.大いに賛成
との回答が被質問者に占める割合を求めている。比率の大きい順にランク付けしている。

出典 FFS調査（1992）の結果 Roloff & Dorbritz 1999：58

表9 家族政策に対する期待の要因分析

「経済支援策」的要因				
	旧西ドイツ地域	41%	旧東ドイツ地域	12%
変数と重み	母親休暇	0.52		
	所得税の低減	0.66	所得税の低減	0.61
	世帯所得への補助	0.77	世帯所得への補助	0.71
	出産時における経済援助	0.75	出産時における経済援助	0.72
	養育休業に対する経済援助	0.65	養育休業に対する経済援助	0.58
	児童手当の増額	0.70	児童手当の増額	0.67
	住環境の改善	0.56		
「家庭と仕事の両立策」的要因				
	旧西ドイツ地域	12%	旧東ドイツ地域	35%
変数と重み	3歳未満の保育機会の充実	0.78	3歳未満の保育機会の充実	0.70
	就学前の保育機会の充実	0.71	就学前の保育機会の充実	0.74
	学童保育施設の充実	0.70	学童保育施設の充実	0.68
	就業時間の柔軟化	0.67	就業時間の柔軟化	0.60
	パートタイム就業機会の充実	0.63	住環境の改善	0.55

出典 FFS調査(1992)の結果 Roloff & Dorbritz 1999: 234

表10 家族政策に対する評価（旧西ドイツ地域、女性、生活形態別、平均値）

施策	生活形態				
	パートナーあり	パートナーあり	一人親	一人暮らし	パートナーあり
	子供あり 就業	子供なし 就業	子供あり 就業	子供なし 就業	子供あり 無就業
就業女性に対する母親休暇規定の改善	1.31	1.30	1.28	1.35	1.34
有子家庭に対する所得税の低減	1.21	1.40	1.22	1.43	1.24
3歳未満の保育機会の充実	1.42	1.42	1.40	1.50	1.61
3歳以上から就学年齢までの保育機会の充実	1.23	1.30	1.26	1.48	1.37
有子家庭の世帯所得への補助	1.28	1.46	1.17	1.46	1.24
出産時おける経済援助	1.42	1.55	1.37	1.60	1.38
小さな子供の養育のために休業せざる得ない親に対する経済援助	1.34	1.42	1.25	1.49	1.36
子供一人あたり200DMの児童手当支給	1.30	1.52	1.26	1.55	1.25
始業前、放課後、休暇中における、就学年齢の子供に対する保育施設の充実	1.51	1.60	1.39	1.64	1.68
小さな子供がいる場合の就業時間の柔軟化	1.24	1.31	1.22	1.31	1.37
有子家庭に対するパートタイム就業機会の充実	1.17	1.26	1.23	1.34	1.32
有子家庭の住環境の改善	1.18	1.25	1.18	1.33	1.19

註 「非常に重要」=1 から「重要でない」=4 までの得点を集計した平均値、この値が小さい程、施策の重要度が高い。生活形態は重要なものに限定。なお、上記のパートナーありは既婚かあるいは同棲している者。

出典 FFS調査（1992）の結果 Roloff & Dorbritz 1999 : 235

表 1 1 政策が実現した場合の行動変化についての評価
該当しているとの回答比率 (%) とランク

「あなたが望む政策がもし実現したとしたら、その結果は？」という質問に対する回答	旧西ドイツ地域		旧東ドイツ地域	
	肯定的回答の比率 (%)	ランク	肯定的回答の比率 (%)	ランク
もっと楽に望むだけの子供を持てるだろう。	44.7	1	44.0	1
次の子供をもっと早く持てるだろう。	28.2	3	24.4	4
(もう一人) 子供を持つか持たないか考えるだろう。	33.1	2	29.9	3
次の子供を持つことに自信を持てるだろう。	21.2	5	17.0	5
間違いなく、(次の) 子供をほしいとは思わない。	24.1	4	39.1	2

出典 FFS調査 (1992) の結果 Roloff & Dorbritz 1999 : 238

ドイツにおける出生動向と家族政策

ドイツ連邦人口研究所・シャルロッテ・ヒューン、ユルゲン・ドルブリッツ

委託報告書：要旨

本報告書は、ドイツ連邦共和国における出生動向と家族政策について、ドイツ連邦人口研究所及び連邦統計局などのデータをもとに、集約・分析したものであり、主な内容は、次の通りである。

1. ドイツにおける家族形成パターンあたり 5 人の子供が生まれていたが、21 世紀初頭の現在、その数は、1.3 から 1.3 人程度まで減少した。

まず第一の出生力減退が、20 世紀初頭から 25 年ほどの間に、いわゆる人口変換の枠組の中で進行した。この間、第 1 次大戦後の出生力低下と取り戻し効果、その後の世界経済恐慌による先送り効果、ナチス政権下の出生促進的人口政策による前倒し年代中頃までに現在の超低出生力水準まで低下した。

この二つの出生減退は、van de Kaa が指摘する、家族形成における「利他主義と個人主義」の変化に対応しており、前者において、少子家族規範の浸透により多子家族の意味が失われ、後者においては個人の自己実現が優先されることにより、子供を持つこと自体の意味が問われるようになったと考えられる。この結果、旧西ドイツ地域においては、生涯既婚率も 70 年代初めの女性 93.7%・男性 86.8%から 1998 年現在の女性 73.3%・男性 65.4%まで低下、非婚・無子といった行動パターンが定着し、家族セクターと非家族セクターへ 2 極化が進行している。

2. 無子・晩婚晩産化・婚外子出生

子供数の減少と同時に、ドイツでは無子比率の増大、晩婚晩産化、婚外子出生の増加という三つの変化が家族形成パターンに現れてきた。

旧西ドイツ地域の無子比率は、1940 年出生の女性では 10%程度であったが、直近の推計値である 1965 年出生の女性では 28%にも上っている（旧東ドイツ地域では、この比率は低かったが、1989 年以降の出生力低下とともに、近年は急速な高まりを見せている）。この無子比率の上昇の背景としては、（1）高学歴女性における、就業指向の高まりと、家族と仕事の両立の困難さ（2）中・低所得層の女性における、生活水準維持指向と、高い子育てコストとの競合が指摘できる。

第二の出生減退とともに、旧西ドイツ地域では結婚・出産が遅延する傾向が強くなっている。1961 年に 24.86 歳だった女子の平均年齢は、1999 年現在では 28.89 歳に、平均初婚年齢も 23.7 歳から 28.4 歳（男性は 31.1 歳）まで上昇した。このため平均出産年齢の上昇も続いており、この晩婚晩産化傾向が、無子比率の上昇に拍車を掛けている。

一方、婚外子出生比率については、東西両地域で乖離傾向が見られる。旧西ドイツ地域では、子供を持つことと結婚することは、まだ強く結びついており、この比率は 1999 年現在 17.7%に止まっている。これに対し、旧東ドイツ地域では、両者の分離は以前から

進んでおり、この傾向は再統一後も変化せず、1999年現在、約50%に達している（女性の強い就業指向と、母子家庭の方が保育所への入所が有利であることが関係している。ただし、出産後に結婚するケースが多い。）

これらの傾向をまとめると、戦後の「黄金の結婚ブーム」時代の行動パターンは、早婚早産、（その結果としての）比較的高い出生児数、低い無子比率と低い婚外子出生比率によって、また1960年代以降の個人主義的行動パターンは、晩婚・晩産、比較的少ない出生児数、高い無子比率と高い婚外子出生比率によって特徴づけられる。

3. 離婚

離婚は、それが法律上可能となって以来、一貫して増加してきたが、旧西ドイツ地域では、1990年代の後半から、それまで十年間の安定期から一転して、急速に増加し始め、現在、離婚率は40%に達している。また結婚4年後と8年後の離婚が最も多く、20年以上連れ添った熟年夫婦の離婚も増加している。離婚原因は（1）コミュニケーションが取れない（2）行動の自由・自己実現の可能性の不足（3）個人的関心・興味の不一致（4）お互いの期待が満たされないなどとされている。旧東ドイツ地域では、離婚率は1980年代までは西より遙かに高かったが、現在は、かなり低い水準となっている。これは、1989年の東ドイツ崩壊後の「人口ショック」の影響が残っているためであり、近い将来、旧西ドイツ地域の水準に近づくと予想されている。

4. 東西両地域の相違

東西両地域では、二つの異なる家族形成パターンが定着しつつある。旧東ドイツ地域は、基本的に戦後の「黄金の結婚ブーム」時代の行動パターンが保持されており、比較的早く結婚し、若いうちに子供を作る、このため無子に止まることは希である。確かに婚外子出生比率は高いが、これは、かつての社会政策の結果、結婚前に子供を産むパターンが定着してしたことによる。これに対し、旧西ドイツ地域では、婚外子出生比率は低く、結婚は、女性と子供の保護装置としての社会的機能を失っていない。このため、家族形成パターンは、少ない出生児数、高い無子比率、遅い出産に特徴づけられている。ベルリンの壁崩壊後の「人口ショック」では、旧東ドイツ地域における、結婚、出産、離婚がすべて急激な減少を見たが、近年は回復傾向にある。しかし、両者の行動パターンが将来的に収束する傾向は見られないという。

5. ライフスタイル

近年のドイツ人のライフスタイルは、年齢に沿って、次のような発展傾向を示している。

（1）子供はより長く家庭に止まる傾向にある。18歳から24歳までの子供の、ほぼ40%が両親とともに暮らしている。

（2）25歳から29歳までの年齢層では既婚・子供ありが依然として多数を占めている。この比率は年齢とともに上昇し、30歳-34歳で50%以上、35歳-40歳で60%以上となる。

（3）25歳から34歳までの年齢層で二番目に多いライフスタイルは独身者である。特に若い男女では非同棲（子供なし）の比率が高い。

（4）ただし、この非同棲の大部分は結婚準備的性格のものであり、子供が生まれると、

結婚する。このため非同棲（子供あり）は比較的少ない。

（５）35歳から44歳までの年齢層では、高い離婚率の帰結として、一人親世帯の比率が高まる（9.3%）。従って、ドイツの場合、一人親世帯は、意図的に選択されたライフスタイルというより、新しいパートナー関係に向かう過渡的段階であることが多い。

6. 家族形成に関する議論

このような家族形成パターンの変遷をどう見るかについては、ドイツの社会学者・人口学者の間でも、「家族」の制度的解消 *Auflösung der Institution* から、子供とともに生活する社会的空間としての「家族」の意味変遷 *Bedeutungswandel* まで様々な議論があるが、連邦人口研究所は、限定的な脱制度化過程 *der Prozess begrenzter Deinstitutionalisierung* にあるとの見方に立っている。

つまり、社会全体の規範性や社会的規制が低下する中で、結婚は、従来、持っていた排他的独占性 *exklusive Monopolisierung* を失い、この結果、他の行動パターンを選択する可能性が広がるが、その一方、子供を産み親になること（*Elternschaft*）は、依然として、結婚を前提とするものとして捉えられており、実際、法的には、婚姻・離婚、また子供の権利も、結婚を前提に規定されている。このため、子供を産み親になること（*Elternschaft*）というメルクマール（指標）を中心に、家族セクターと非家族セクターへの、ライフスタイルの2極化が進行しているとしている。

7. 出生減退の原因と背景

ドイツでは、出生減退や少子化の背景に「社会全般による、家族に対する構造的無配慮 *die strukturelle Rücklosigkeiten der gesellschaft gegenüber den Familie*」があるのではないかと議論がなされている。人間をあくまで個人として捉える、市場社会においては、その個人が家族に対して責任を負っているか否かは、本質的に考慮されない。社会は原則的に子供に敵意を抱いている訳ではないが、子供を持つか持たないかによって生じる状況の相違に注意を払わない。この結果、家族を形成によって生じる不利益が、社会的に構造化されている。つまり、家族はあくまで私的存在であり、従って親としての責任も私的なものとされ、結果的に、子供を持たない者の競争力を、相対的に優位化しているといえる。実際、少子化の原因に関する意識調査でも、子供を持つことによる将来の生活不安、すなわち高い子育て費用、現在の生活水準の維持、家庭と仕事の両立の困難さなどを指摘する傾向が確認できるという。

8. ドイツの家族政策の現状

ドイツの家族政策の現状は、政策要求の高さにおいても、また施策の手厚さにおいても、過去最高の水準にあるという。このような状況の中で、家族政策は、社会政策の中心的テーマとなっており、国家的、経済的、社会的な「家族に対する構造的無配慮」を克服することが目指されている。

ドイツでは、現在、超低出生力と高い平均寿命の結果、人口高齢化が最も重要な人口問

題となっている。人口数や年齢構造の変化は、国家と社会の殆どすべての分野に、影響を及ぼし、労働市場、経済政策、年金・健康保険制度の改革、高齢者の介護など、様々な政治課題の解決を必要とさせている。しかしながら、ドイツの人口構造の変化は、家族政策の目的や内容を規定するものではなく、家族政策は独自の意味を持っており、その立案に、人口政策的な考慮は払われていないとされている。（ただし、結果的に、適切な人口学的効果が発生することは望ましいという）。

ドイツの家族政策は、基本法第6条の「婚姻および家族は国家的秩序の特別な保護の下に置かれる」との定めに基づいており、「婚姻および家族」が、将来も変わらず、望ましいライフスタイルとして主流を占めることを前提としている。このため、家族を支援し、その負担を軽減することにより、両親と子供の、継続的関係を強化することを政策の課題としている。しかし、その一方、若い男女が、家族形成も含め、競合する多様なライフスタイルを選択することを可能にすることも考慮している。このため、家族政策の目的は、多様なライフスタイルやライフステージにおける家族生活の支援に置かれている。

第2章 フランス語圏諸国

分担研究者 小島 宏

1. フランス語圏平成12年度研究実績 (小島 宏)
2. フランスにおける家族政策の動向
 - a. 「フランスにおける家族政策とその出生力に対する効果」
(オリビア・エケール=ジャフェ)
"The French Family Policy and Its Effects on Fertility" (Olivia Ekert-Jaffe)
 - b. 「フランス女性の地位と家族政策の基調――最近の家族国民会議から――」
(丸山 茂)
 - c. フランスにおける契約化手法を通じた乳幼児保育支援 (須田文明)
3. 「ケベックにおける出産手当制度の政策的効果――第3子出生の比例ハザードモデル (再分析) ー」
(赤地麻由子)
4. 「日本における低出生力と家族政策に対する態度」 (小島 宏)
"Determinants of Attitudes toward Low Fertility and Family Policy in Japan"
(Hiroshi KOJIMA)

1. フランス語圏平成12年度研究実績

小島 宏

(1) 研究の概要

第2度の平成12年度はフランスを中心に、ベルギー、ルクセンブルグ、カナダのケベック州について可能な範囲で、出生・家族の動向と家族政策の動向を把握するとともに、フランス語圏における家族政策の効果に関する新たな情報収集に着手した。フランスについては研究協力者の尽力により全国的動向だけでなく、若干の地方分権と関連する分析も可能となった。

また、カナダのケベック州については同州を含むカナダ全国において実施された出生・家族・労働等に関する個票のデータ (General Social Survey) をカナダ連邦統計局より追加購入するとともに、研究協力者の尽力により、昨年度に購入した1995年の家族・出生に関する調査データを同局の報告書に掲載された方法により分析し、ケベック州の家族政策の出生促進効果の(欠如)の再検証を試みた。

さらに、ベルギー、ルクセンブルグ、フランスについては当プロジェクトの一環として2001年2月にベルギーではブリュッセル自由大学、統計局、人口家族研究センター、ルーバン大学、アントワープ大学、ルクセンブルグでは統計局、社会保障省、女性省、家族省、フランスではナンシー大学、ヨーロッパ評議会(ストラスブール)、パリの雇用連帯省女性局、国立人口研究所、国立保健医学研究所、全国家族連盟をはじめとする官庁・研究機関等を訪問し、出生の動向と家族政策の効果に関する新たな情報の収集を行った。同時に、フランスの現地研究協力者(国立人口研究所のOlivia Ekert-Jaffe博士)と面談し、依頼原稿(本報告書所収)に関する打ち合わせを行った。

(2) 主な研究成果

A. 研究協力者の研究成果

現地研究協力者のEkert博士によるフランスの家族政策の歴史的展開に関するレポートでは、夫婦の行動に対する政策介入の必要性について若干触れられた後、フランスにおける家族政策の歴史的展開について検討され、さらに出生力に対する家族政策の影響について考察された。同博士によれば、フランスには限らず、家族政策の目的としては出生促進のほか、女子の就業と子どもの教育に影響を与えることがあり、さらに2番目のものに関連する失業対策もありうる。フランスの家族政策の戦後史において1946年から1955年にかけては主要な家族給付が制度化されたが、その後は1972年までは停滞した。1972年から1987年にかけては家族給付が女子の就業に対して中立的であるように改訂が加えられ、控えめな展開が行われた。1980年代末以降は家族の変化に対応して家族政策が改善され、両立支援施策にとどまらず、貧困対策や住宅施策を含めた総合的な家族支援政策となりつつある。また、同博士によれば、家族政策の効果についての信頼性の高い推計を得るためには計量経済的モデルを用いる必要があるが、各種モデルにより出生促進効果は小

さいにしても特に第3子について確実に存在することが示されたことから、出生促進効果が支出された予算総額よりもむしろ対象の絞り込みに依存する可能性が強く、まだまだ家族政策が効果をもつ余地がある。

国内研究協力者の丸山教授によれば、昨年の「家族国民会議」ではこれからの家族政策の最大のテーマとして女性の家庭生活と職業生活の問題が取り上げられるべきであることが明らかにされた。この背景には、家族雇用の拡大、サービス業への就労、その結果としての<非典型的労働時間>の展開によって、一方では家庭内での育児への圧力が強まると同時に、他方では非典型的労働時間によって育児から離れざるをえないという、矛盾した状況がある。また、女性間の階層分化によって、女性のおかれた地位によって家庭生活と職業生活との両立の可能性はさまざまに異なってきたという状況もある。

このような状況に対して、家族政策も多様な女性のあり方に応じた政策を展開する必要に迫られている。少子化についていえば、育児方法を職業生活との関係で単に施設収容でおこなうとするのではなく、家庭養育の可能性を養育親手当や家族雇用手当によってあたえ、さまざまなニーズに応え、その結果として、家庭生活と女性労働との両立を実現できるような支援策が採られようとしている。また、地方分権化の成果を子育て支援システムの構築において生かそうとしているように、家族と国家は、一元的にいずれかが関任を負うというのではなく、たとえば祖父母による子育て援助のような家族連帯を一方で認めながら、女性のニーズや困難な状況に対しては国家が応えるという家族状況に即した配分のもとに、「社会」の中できめ細かな政策を作りあげていく時代になっている。

国内研究協力者の須田氏は主としてO.ダヴィド著『乳幼児保育：サービスと国土整備』(Olivier David, L'Accueil de la Petite Enfance, Presses Universitaires de Rennes, 1999.)の内容を紹介しているが、地方分権化との関係をより明示的に扱っている。そのレポートによれば、1999年の国土整備法は、社会的まとまりと全国土の均衡ある発展を促すための社会的要請に配慮するとともに、地方イニシアチブを支援し、住民の要請を重視するようになっている。そのため、社会保障上の問題が国土整備の目的に徐々に統合されるようになっており、家族の支援、とりわけ家庭外での乳幼児の受け入れが重要な要素をなしている。

同レポートでは、農村における都市との学童の受け入れ状況の違いが検討され、特にブルターニュ州のイル・エ・ヴィレーヌ県の事例が紹介された。また、農業者社会共済(MSA)による農業者世帯の家族手当のほか、妊婦のための家事支援手当等の制度と実績も紹介された。さらに、非営利団体による家事支援サービス(子供の世話などを含む)などを通じて地域振興をはかる施策についての検討がなされた。その結果、フランスの育児支援において、1980年代以降の地方分権化の動向と関連して、地方自治体・NPOによる当該領域での積極的な取り組みが見られることが明らかとなった。

以上の理論・文献研究とは異なり、国内研究協力者の赤地氏はカナダのケベック州を含むカナダ全国において実施された1995年の家族・出生に関する調査(GSS)データを同局の報告書に掲載された方法により分析し、ケベック州の家族政策の出生促進効果の(欠如)の再検証を試みた。しかしながら、時間の制約も大きかったが、統計局報告書での分析方法の記述が詳しくないため完全に復元することは難しく、同じモデルでありながら独立変数によっては若干異なる分析結果が出てきた。統計局報告書と同様に、ケベックの家族政策に効果がないことは確認できたが、細かい結果のすり合わせとモデルの拡張による